



◇「わかやま物価とくらし」はインターネットでも御覧いただけます◇  
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/049/049.html>

## 利用した覚えのない請求にご注意を!!

利用した覚えのない架空の、有料アダルト番組の情報料やサイト利用料などを請求される、いわゆる「架空請求」が多発しています。

このような架空請求に対しては、次のように対処してください。

### 対処方法

#### 1. 利用していなければ払わない

請求書には「回収員が自宅に出向く」「勤務先を調査」「給料の差押え」など不安をあおるような脅し文句が書いてあることもあります。こういった架空請求に対しては、**支払わずに放置し、脅し文句にひるまないよう**にしましょう。一度支払うと次々と請求されたり、他の悪質業者から請求されたりします。



#### 2. 証拠となる督促メールやハガキは保管しておく

**請求の督促メールやハガキは証拠となります**ので、できるだけ残しておいてください。

また、督促メールやハガキがあると相談内容を明確に伝えることができます。

#### 3. 記載された連絡先には自分から連絡しない

問い合わせ先に自分から連絡すると、新たに電話番号などの個人情報を知らせてしまい、今度は電話などの別の手段で請求してくることが予想されます。

**絶対に自分から連絡しない、メールを返信しない、開封通知を送らない**ようにしましょう。



#### 4. 悪質な場合は、警察などに相談すること

☆何度もメールで架空請求が届くような場合は・・・

ご利用のプロバイダーの迷惑メールに関する情報を確認したり、携帯電話会社の「迷惑メール撃退サービス」を利用してブロックしましょう!!

#### ◆◆問い合わせ先◆◆

消費生活センター・・・・・・・・・・・・・073-433-1551  
消費生活センター紀南支所・・・・・・・・・・0739-24-0999  
または各市町村消費者行政担当窓口へ

# 消費者月間フェア2004開催

平成16年5月19日（水）、和歌山市手平の県民交流プラザ和歌山ビッグ愛1階大ホールで、和歌山県・和歌山県金融広報委員会主催による「消費者月間フェア2004」を開催しました。

記念講演では、「欠陥住宅和歌山ネット」から豊田泰史弁護士、木田耕蔵一級建築士、生駒義範一級建築士、栗山哲也一級建築士を迎え、住宅に関する悪質商法をテーマに、基調講演、パネルディスカッションが行われました。

その他にも、若者の視点から悪質商法を描いた和歌山大学演劇部の皆さんによる「みんなでなくそう消費者トラブル劇場」、県内で活動されている消費者団体によるパネル展示、商品テスト体験、金融・生活設計相談など各種イベントが行われました。



豊田泰史弁護士



トラブル劇場



記念講演



## ○ 消費者月間とは

消費者の利益の擁護を図るために、昭和43年5月30日に「消費者保護基本法」が制定されましたが、法律の施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月を「消費者月間」とし、消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に対する啓発・教育等の各種事業を集中的に行っています。

# 消費者物価指数平成15年度平均が公表されました。

**全 国**

総合指数は98.1となり、前年度比0.2%の下落となりました。  
(平成12年=100)

**和歌山市**

総合指数は97.5となり、前年度と同様でした。  
(平成12年=100)

和歌山市における平成15年度平均消費者物価指数（10大費目）

総合	生鮮食品を除く総合	食料	住居	光熱水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通通信	教育	教養娯楽	諸雑費
97.5	97.8	97.7	101.5	98.0	85.8	90.5	100.6	98.0	99.1	92.9	103.1

# 「わかやまぐらしのモニター」通信票から

- ◎ 和歌山市シルバー人材センターの「シルバーだより」の原稿を依頼されたので、ぐらしのモニターの活動として、クーリング・オフに関する内容を掲載することになりました。  
(和24・山本瑞雄様)
- ◎ 4月の研修会で悪質商法やクーリング・オフの事を教えていただき、私の周りでも少し話題になりました。高齢者向けに『オレオレ詐欺』にだまされないための方法などの説明会などを開くなど、もっと説明の場を確保してほしいと思いました。  
(東2・畑中知世様)

たくさんのご意見・情報等をいただき、ありがとうございます。  
消費者月間フェアにも雨の中たくさんモニターさんが参加してくださいました。  
説明会等については、現在、県で実施している「出張！県政おはなし講座」等を活用したり、ご要望があれば少人数のグループを対象とした集まりにもできるだけ職員が出向いて説明させていただきますので、連絡してください。  
今後ともよろしくお祈りします。

## 食の安全タウンミーティングの開催ご案内

### 「食の安全と安心を考える」

食の安全に関しては、BSEの発生、産地の偽装表示や無登録農薬の使用などの問題が相次ぎ、多くの県民の皆さんが不安に感じている現状があります。

食の安全を確保し、不安を安心へと変えていくためには、食に関する正しい情報を、県民の皆さんや関係する多くの方々と行政機関が共有し、理解を深めることが重要です。

県民の皆さんと県担当者が食の安全に関わる不安や疑問点について、直接、意見交換を行い、共に考えることを目的にタウンミーティングを開催します。

ぜひご参加ください。

#### ☆ 開催日時等

会場	日時	会場	内容
橋本会場	平成16年10月14日(木)	伊都振興局 3階大会議室 橋本市市脇4-5-8	<時間> 午後1時30分～3時30分
有田会場	平成16年10月20日(水)	有田市文化福祉センター 有田市箕島27	<内容> ① 行政からの報告
田辺会場	平成16年10月26日(火)	田辺市民総合センター 田辺市湊1619-8	② 参加者と県担当者との意見交換

#### ☆ 募集人員

各会場で100名

※応募者が各会場で100名を超えた時点で申込受付を締切らせていただきます。

#### ☆ 応募方法

ハガキ、FAX、e-メールのいずれかにお名前、職業、住所、電話番号と参加会場及び意見交換したい内容を記入し、下記のあて先までお申し込み下さい。

- 郵送先 〒640-8585 県庁食品安全企画課  
(郵便番号を記載すれば住所は不要です。)
- FAX送信先 073-441-2639
- e-メール先 e0316001@pref.wakayama.lg.jp

#### ☆ 問い合わせ先

県庁 環境生活部 食品安全企画課 企画安全班 TEL073-441-2635

#### ☆ 応募締切

平成16年9月30日(木) 必着

# 和歌山県食品表示ウォッチャー制度を紹介します

消費者を代表して食品の不当表示を監視！！

## 【JAS法に基づく食品の品質表示】

食品表示は、消費者が食料品等を購入するとき、その内容を正しく理解し、選択したり、適正に使用したりする上で重要な情報源となっています。

近年、食品の品質や安全性に対する消費者の関心が高まる中で、平成11年にJAS法が改正され、一般消費者向けに販売されるすべての飲食物品に、生鮮食品には名称や原産地、加工食品については原材料名や賞味期限等の表示が義務づけられました。

分類	表示しなければならない内容
農産物	名称、原産地
畜産物	名称、原産地
水産物	名称、原産地、養殖、解凍
玄米、精米	名称、原料玄米、内容量、精米年月日、販売業者
加工食品	名称、原料玄米、内容量、賞味期限、保存方法、製造業者



## 【食品表示ウォッチャー制度とは】

県では、食品表示の適正化を進めていくために、平成15年度から食品表示ウォッチャー制度を創設し、各地域の小売店やスーパー等における食品の表示状況を監視する活動を始めています。

具体的には、県民の方々から食品表示ウォッチャー40名を募集し、食品表示に関する研修を受講していただいた後、日常の買い物等を通じて、消費者の目線から食品の表示状況をモニタリングするとともに、不適正な表示や紛らわしい表示等を報告していただき、この報告を基に県が確認調査を実施し、不適正な表示があれば小売店等に対して改善を指導する仕組みとなっており、本年度も既にモニタリング活動が始まっています。

## 【食品表示110番】

この他、県民の皆様方からの食品表示に関する問い合わせ先として、県及び国に食品表示110番を開設していますので、消費者の視点で「この表示は、何か変だな？ おかしいな」と思われたら下記までお問い合わせください。

県の食品表示

**110番**

**073-441-2905** (工コ農業推進室)

国の食品表示

**110番**

**0120-481-239** (農林水産省消費技術センター)

## 消費生活、物価、県民相談・交通事故相談に関するダイヤル

消費生活に関する御相談・・・消費生活センター  
073-433-1551  
消費生活センター紀南支所  
0739-24-0999  
物価問題に関する御質問・・・県民生活課(物価ダイヤル)  
073-433-4444  
県民相談・・・・・・・・・・県民相談室  
073-441-2356

交通事故相談・・・・・・・・・・交通事故相談所  
073-441-2359  
交通事故相談所紀南駐在  
0735-22-8551  
いずれも相談受付時間は、平日：午前9時～午後5時  
土曜・日曜・祝日・年末年始は休みです。  
交通事故相談所紀南駐在については、水曜日にも休みです。